

「竹富町地域福祉計画・活動計画（案）」に対する意見募集の結果

1 意見の募集期間：令和7年12月10日～令和7年12月19日まで

2 提出された意見の件数 3件（団体1・個人1人）

3 提出された意見の概要及び意見に対する竹富町の考え方

番号	御意見の概要	竹富町の考え方
1	<ul style="list-style-type: none"> ① サテライト型小規模多機能の設置（まずは西表島東部） ② 町営・共生型シェアハウスの整備 ③ 古見小学校跡地の利活用（専門職向け住宅） 	<ul style="list-style-type: none"> ① サテライト小多機については、来年度策定予定の「高齢者保健福祉計画」において検討することとしました。 ② シェアハウスについては、利用者の需要や制度の内容、国や他市町村の動向を調べた上で協議したいと考えます。 ③ 小学校跡地の利活用については、昨年度6月に立ち上げた竹富町立学校跡地利用検討委員会において、3回の検討委員会を開催し、古見・美原地域の方々とも意見交換会を行っております。今後については検討委員会の内容をまとめ、町長へ意見書を提出して方向性が決まります。
2	<ul style="list-style-type: none"> ④ 島ごとの相談員配置：集落支援員は低賃金で確保困難。無償・低報酬のボランティア依存は限界。島の実情に応じた相談員配置・予算（旅費等）を明記してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ④ 本町では集落支援員制度の活用を推進しているところであります。集落支援員は集落を定期的に巡回し、住民の暮らしや地域の状況を把握します。住民が抱える課題や将来について話し合えるよう対話をサポートし、行政と課題解決に向けて活動を行います。本町としては今後も増員する予定であり、その旨を計画案に記載することといたしました。 また、国庫補助を活用した社会福祉協議会によるCSW（コミュニティーソーシャルワーカー）配置や福祉事務所未設置町村の生活困窮者及び生活保護関係の相談員の配置（来季）など、各島ヘアウトリーチ（訪問）による相談体制の整備を進めてまいります。 また、本計画資料の80Pにありますように、本町では生活・健康・子育てなどの相談窓口が各課に設けられていますが、複合的な課題を抱える世帯にとって、どの窓口に相談すべきかわかりにくいという課題があります。今後は相談窓口を整理「見える化」し「相談体制のフロー図」を整備していきます。 また、相談窓口の一覧を定期的に更新し、町ホームページや広報誌等で周知を図ります。

3	<p>⑤ 保護司との面談でのプライバシー保護</p>	<p>⑤ パブリックコメントを受け、第6章の記載を修正しました。</p> <p>(2) 関係機関の活動の促進、広報・啓発活動の推進 加筆</p> <p>本町では、保護司が安心して更生保護活動に取り組めるよう、対象者のプライバシーが適切に守られる 環境を確保するため、関係機関と連携して環境整備を進めます。具体的には面談・相談、指導等を行う場として、本庁の会議室や会議室を備えた公共施設等を利用できるよう必要な支援を行います。</p> <p>これにより、更生保護活動が円滑に進むよう努めていきます。</p> <p>【主な取組】の最後に加筆</p> <p>保護司等の円滑な更生保護活動の支援</p>
---	----------------------------	---